



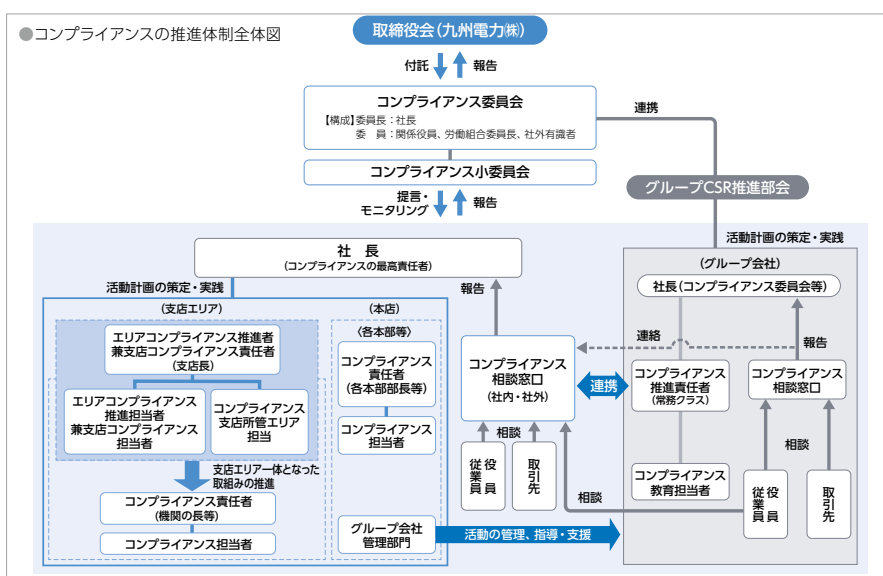
●コンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進体制

九州電力(株)では、社長を委員長とするコンプライアンス委員会のもと、業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置する等の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

また、グループ会社に対しては、各社で構成する

グループCSR推進部会(P13参照)において、コンプライアンス情報の共有や意見交換等を行い、グループ会社と一体となった取組みを推進している他、グループ会社の指導・支援に関する管理部門の役割を明確化する等、九電グループ全体での推進体制の強化を図っています。



・コンプライアンス委員会

取締役会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、定期的にコンプライアンスに関する提言やモニタリングを行うとともに、社会的影響の大きい不祥事が発生した場合には、社外有識者から助言等を受けること

としています。

コンプライアンス委員会での提言は、グループ会社にも共有し、グループ全体の取組みに反映しています。

■コンプライアンス委員会の体制

コンプライアンス委員会	[役割]	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスに関する <ul style="list-style-type: none"> ・方針や対策等の提言・審議 ・実施状況のモニタリング ○社会的影響の大きい不祥事が発生した場合のコンプライアンス委員会社外有識者による助言等
	[構成]	委員長：社長 委員：社外有識者(3名) 労働組合委員長 関係役員
	[開催]	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として年1回 ○委員会のもとに設置した「小委員会」を原則年2回開催し、対策の具体的な検討等を実施

■2019年度の主な審議・報告事項

- コンプライアンス推進における課題と今後の取組み
- コンプライアンス相談窓口の運用状況
- グループ会社従業員に対するコンプライアンス意識調査結果
- 関西電力金品受取問題に関する取組み



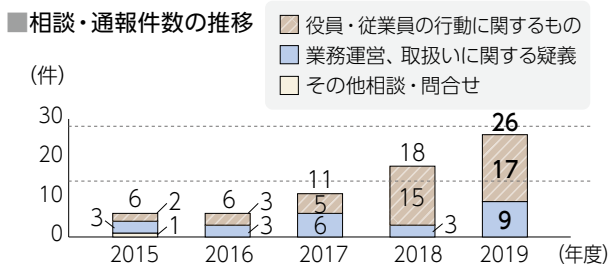
コンプライアンス委員会

・コンプライアンス相談窓口

法令や企業倫理に反する行為の防止及び早期発見を目的に、九電グループの役員・従業員、お取引先(委託会社等)が、法令及び企業倫理等に照らして業務運営や従業員の行動等に疑問を感じたときに相談できる「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。また、社外の弁護士事務所にも相談窓口を設置し、相談を受け付ける体制を整備しています。

この相談窓口利用者のプライバシーは、社内規定に基づき厳格に保護され、利用者が相談・通報による不利益な扱いを受けることはありません。

相談窓口の活用については、文書や社内イントラネット



コンプライアンス意識向上への取組み

従業員のさらなるコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンス研修をはじめとした、様々な取組みを行っています。

・コンプライアンス行動指針

判断に迷ったときの行動基準や、お客さまや株主・投資家等ステークホルダーとの関係における留意点等を具体的に記載した「コンプライアンス行動指針」を全役員及び全従業員に周知しています。

また、コンプライアンス行動指針が示す行動基準等を記載した「コンプライアンスカード」を全従業員が携帯し、自分の行動に迷った時の判断の拠りどころとしています。

・教育・研修による従業員の意識向上

各職場で、身近な事例を題材とした意見交換等、コンプライアンスについて主体的に考え、日常の行動につなげていくための研修を実施しています。

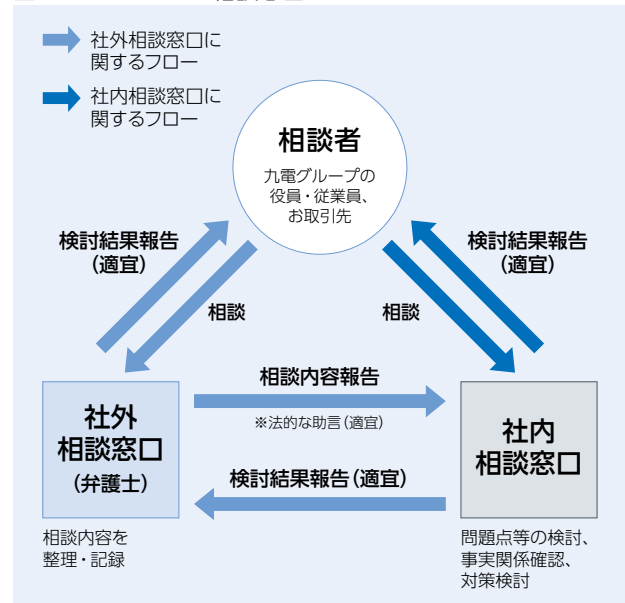
また、支店ごとにコンプライアンス担当者を配置し、教育・研修を推進しています。

さらに、新入社員研修・新任管理職研修等の階層別研修において、年代や職位に応じて求められるコンプライアンス知識の習得を目的とした教育を実施する等、従業員のコンプライアンス意識の啓発を図っています。

グループ会社に対しては、従業員を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修のほか、教育担当者の養成研修や教育素材の提供を行っています。

等による呼びかけを行っており、2019年度には、26件の相談・通報が寄せられました。

■コンプライアンス相談窓口



■コンプライアンス行動指針の主な記載項目

- ・お客さまとの信頼関係の構築
- ・電気の安定供給・品質維持と安全性の確保
- ・お取引先との良好な関係の構築
- ・競合企業との公正な競争関係の維持
- ・厳正な許認可申請・届出手続きの実施

2019年12月改正

■コンプライアンスカード

九州電力グループ
コンプライアンス・カード

倫理的責任・法的責任

◆あなたや上司、同僚の判断や行動は・・・

- ① 自分の良心に反していませんか？
- ② 自分の家族や友人に胸を張って見せられますか？
- ③ 地域社会との信頼関係を損ないませんか？
- ④ 自社の理念・行動規範に沿っていますか？
- ⑤ 法令に違反するおそれはありませんか？

私たちは、社会との信頼を築き、コンプライアンスを推進します。

署名

・コンプライアンス意識調査

コンプライアンス意識の浸透度や会社の取組みに対する評価を把握するため、九電グループの従業員を対象に、定期的にコンプライアンス意識調査を実施しています。

調査の結果、コンプライアンスに関する意識は全般的に高いものの、さらなる意識向上や取組みの改善が必要な項目もありました。

調査結果は、各事業所及びグループ会社へフィードバックし、各所で抽出した課題を施策に反映する等、取組みの継続的な改善に活かしています。

・社内イントラネットを活用した情報共有

コンプライアンスに関する情報共有を目的とした「コンプラネット」を社内イントラネット上に開設しています。コンプラネットは、グループ全体で閲覧できるようになっており、コンプライアンスの取組みに関する情報のほか、職場単位での対話や勉強会等で活用できるコンテンツを掲載しています。

2019年度は、他社で発生した不祥事事例や教育素材の掲載等を行いました。

■コンプラネットに掲載の主なコンテンツ

- 法律用語・法律相談事例の解説
- 各種教育・研修素材
- コンプライアンスの取組み好事例
- 法令改正や裁判に関するニュース

■コンプライアンス意識調査の概要

- 調査期間：2019年4月(グループ会社)
- 回答者：16,278名(対象者の約93%が回答)
- 主な質問項目
 - ・会社はコンプライアンスに積極的に取り組んでいるか
 - ・パワハラ・セクハラが行われていないか
 - ・マイナス情報を迅速に報告しているか
 - ・取引先との関係は公平・公正か

他

▼コンプラネット



TOPICS

経営トップ自ら率先垂範する姿勢を示し、グループ全体で「コンプライアンス経営」を徹底します

九州電力(株)はこれまで、取締役会のもとに設置したコンプライアンス委員会を中心として活動計画を策定・実践する等、コンプライアンス経営を推進してきました。2020年6月には、「いかなる場合でもコンプライアンスを最優先に事業活動を行う」旨を社長が宣誓し、社会の皆さまにお約束しています。(ホームページで公開)

コンプライアンス経営の徹底に向けて(抜粋)

私は、コンプライアンスとは「人に迷惑をかけない」「社会に損失を与えない」「不正な行動をとらない」ということが基本精神であると考えております。九電グループの真諦として、この基本精神を自ら実践し、グループ全体にも浸透させ、いかなる命令でも、コンプライアンスを最優先に事業活動を行ってまいります。

コンプライアンスに反する行為は社会からの信頼を一瞬にして失うものであるということを肝に銘じ、九電グループにおけるコンプライアンス経営の徹底に向けた不撓の取組みを強く推進していくことを皆さまにお約束いたします。

2020年6月
九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺和弘

●公正な事業運営

不祥事や法令違反等の防止に向けた取組み

不祥事や、認識・理解不足による法令違反等の防止に向け、グループ全体への法的サポートに取り組んでいます。

・不祥事の未然防止の取組み

2019年度は、不祥事を防止するため、各職場で自分自身の考えや言動、職場風土に不祥事発生の芽が潜んでいないか自己診断を実施し、診断結果を踏まえた意見交換を行いました。

また、グループ会社も含め、不祥事はグループ全体の信頼・ブランドの失墜につながるため、各統括本部等がグループ会社の取組みを管理・指導する役割を担い、グループ全体でコンプライアンスリスクの回避・低減に取り組むことにより、不祥事の未然防止に努めています。

・法律相談

法務部門では、従業員が業務を遂行する際に生じる法的疑問・課題について、電話や面談、専用メールで相談を受け付け、アドバイスを行う等、サポートの充実を図っています。高度な専門性を必要とする案件については、弁護士等に適宜相談し、法令等の遵守に努めています。

〈主な相談内容〉

- 契約書の審査
- 個人情報保護関係
- 新規事業関係
- 知的財産権関係
- 電力・ガスの小売全面自由化関係
(独占禁止法、景品表示法等)

・営業活動における関係法令遵守の取組み

独占禁止法、景品表示法、特定商取引法等、グループ全体の事業領域における営業活動を実施するうえで、守るべきルールや注意すべき事項を取りまとめたマニュアルを作成し、全社へ周知するとともに、グループ会社へ情報提供やアドバイスを行う等、関係法令に即した適切な業務運営を徹底しています。

・グループ会社に対する法令情報の提供

グループ会社に共通する法令に関するガイドブックや自己点検用のチェックリストを各社に提供し、法令違反の防止に向けた活用を促進しています。

2019年度は、労働法令に関して、問題となる事例や働き方改革に伴う改正を踏まえたチェック項目を追加する等の改訂を行い、グループ各社へ配布しました。

・法令の改正情報を的確に把握する取組み

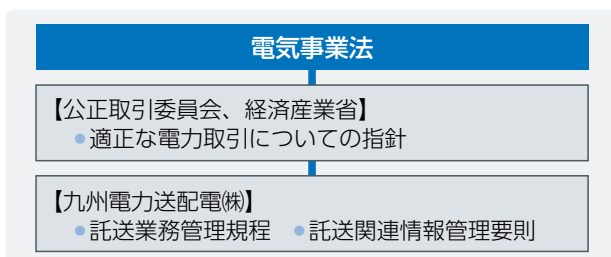
法令をはじめ、九州7県及び政令指定都市の条例・規則等の改正情報について、社外から提供を受けるサービスを導入して把握し、法令違反の防止に努めています。

送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保

送配電ネットワーク利用の公平性及び託送業務の透明性を確保するため、行為規制やネットワーク利用に関する規定・ルール等を制定し、これらに則して厳正な取扱いを行っています。

今後も、規定・ルール等を遵守し、公平性・透明性の確保、情報管理の徹底に努めていきます。

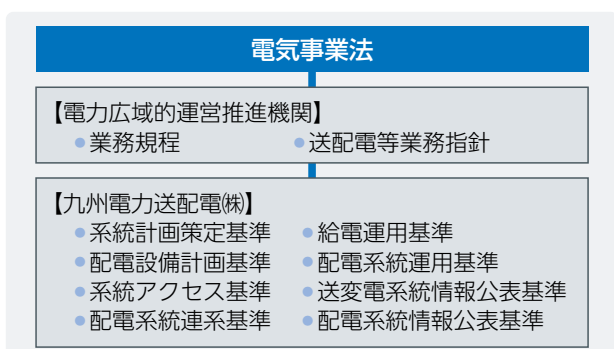
■行為規制



■ホームページ

送電線・配電線→電力託送供給等のご案内→送配電部門の行為規制、送配電ルール

■ネットワーク利用



サプライチェーンと一体となった「持続可能な調達」の推進

九州電力(株)及び九州電力送配電(株)では、資機材や燃料の調達において、「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」を制定し、法令・社会規範(児童労働や強制労働の禁止も含む)の遵守はもちろん、安全確保や環境への配慮等、持続可能な社会の実現に向けて、CSRに配慮した調達活動に取り組んでいます。

調達のサプライチェーン全体において企業の社会的責任を果たしていくためには、基本方針に対するお取引先のご理解とご協力が重要であるとともに、相互信頼に基づくパートナーシップの確立が必要不可欠と考えています。

このため、「資材調達基本方針」及び「お取引先さまへのお願い」(ホームページに掲載)並びに「燃料調達基本方針」へのご理解を深めていただくために、お取引先に対する情報発信・訪問等の機会をとらえ、周知・協力をお願いしています。

また、毎年主要なお取引先に対してCSRに関するアンケート調査を行うとともに、お取引先のニーズやお困りごとに応じた情報提供や課題解決に向けた提案等を行っています。



ホームページ

企業・IR情報→資材調達情報→資材調達基本方針

「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」の内容

1 オープンな調達

当社は、広く国内外の企業から、当社の事業運営上のニーズに合致し、品質・価格・納入面に優れた資材を調達します。

2 公平・公正な対応

当社は、品質・技術力・価格・経営的及び社会的信頼性・納入の安定と納期の確実性・アフターサービス・既設設備との整合性・環境配慮・継続的改善への取組等を総合的に勘案した合理的かつ公平な評価に基づき、公正にお取引先を選定するなど調達活動全般に亘り、お取引先に対し公正な対応を行います。

3 法令・社会規範の遵守

当社は、調達活動全般において、人権の尊重はもとより、国内外を問わず法令とその精神、社会規範を遵守します。また、お取引先にもこれらの遵守を求めます。

4 反社会的勢力との関係遮断

当社は、調達活動全般において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、お取引先にも同様の関係遮断を求めます。

5 環境への配慮

当社は、環境の保全や資源の有効活用に配慮した調達活動を行います。

その取組として、環境に優しい製品等を積極的に調達する「グリーン調達」を推進し、お取引先と協働して循環型社会の形成に貢献します。

※下線部は、「資材調達基本方針」のみ記載

6 安全の確保

当社は、公衆安全や作業従事者の安全を最優先する立場から、お取引先に対して適切な安全衛生管理を求め、協力して安全の確保、災害の防止に取り組めます。

7 情報セキュリティの徹底と個人情報の保護

当社は、お取引先とともに、取引によって知り得たお互いの機密情報、及び個人情報を適切に管理、保護します。

8 契約の遵守と誠実な履行

当社は、取引に関してとりかわした契約を遵守し、契約上の義務を誠実に履行するとともに、お取引先にも契約の遵守とその誠実な履行を求めます。

9 コミュニケーションの推進と相互信頼の構築

当社は、透明性の高い調達活動を行い、お取引先との良好なコミュニケーションと節度ある健全な関係を推進することにより、相互信頼を築きあげます。

10 価値の創造

当社は、お取引先を価値創造のパートナーと位置付けており、新たな価値創造に積極的に取り組まれている企業を尊重します。

そうしたお取引先とともに、最適な品質や価格を追求し、相互の発展を目指します。

11 地域・社会への貢献

当社は、調達活動においても、お取引先とともに「良き企業市民」として地域・社会の課題解決に貢献したいと考えております。

2008年7月制定

2020年4月改正

■「お取引先さまへのお願い」の内容

- | | | |
|----------------|---------------|------------------------|
| 1 法令・社会規範の遵守 | 5 安全の確保 | 9 適正価格の追求と品質・技術力の維持・向上 |
| 2 反社会的勢力との関係遮断 | 6 情報セキュリティの徹底 | 10 良好なコミュニケーションの推進 |
| 3 契約の遵守、誠実な履行 | 7 安定した納入 | |
| 4 環境への配慮 | 8 良質なアフターサービス | |